

心身障害者扶養共済制度の問題点是正に関する意見書

心身障害者扶養共済制度は、心身障害者の保護者が死亡又は重度障害の状態となった後の心身障害者に年金を支給し、生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障害者の将来に対し、保護者が抱く不安の軽減を図るためのものである。

この扶養共済制度では一月当たり一口につき2万円が支給されるが、障害者自立支援法施行後、厚生労働省令等により施設入所者の利用者負担減免の算定において収入として扱われているため、年金受給の有無にかかわらず収入のうち手元に残るのは、一月2万8千円程度となり、施設に入所する多くの低所得者にとっては、扶養共済制度加入の意味がないものとなっている。

また、保護者の死亡などにより受給資格が生じていながら、申請ができていないために年金受給していない受給権者が存在するおそれがあることも制度上問題がある。

よって、心身障害者扶養共済制度の問題点を是正するため、次の事項について特に取り組むよう強く要望する。

- 1 本共済制度による年金を、施設入所者の利用者負担減免の算定基礎となる収入金額として認定しないこと。
 - 2 加入者に係る現況を把握するための制度を新たに設けること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月18日

徳島県議会議長 福 山 守